寄稿

# 地域住民が組合で実現する自然保護と防災の街づくり

東京都立大学 法科大学院 教授・首都東京法律事務所 代表弁護士 饗庭 靖之 あえば やすゆき

- 第1 はじめに―人間の土地利用上生ずる問題
- 第2 防災と緑地の保全の観点から、市街化区域についてどうするのか
- 第3 土地の利用形態を全体的に改善する合意をすることに持ち込むまでの過程
- 第4 土地の権利者たちが、土地の利用形態を全体的に 改善する合意をするための、組合の活動

### 第1 はじめに―人間の土地利用上生ずる問題

土地所有権は、人間が土地を利用するときに、 最も適切に利用するためのシステムとして生み出 され、活用されているが、人が居住する空間とし ての街づくりから見たとき、土地所有権に基づく 土地利用には二つの問題がある。

第一には、人が居住する空間としての街づくりのための土地利用は、森林を伐り開いた上に行う。したがって、自然という人間以外の生命体の行っている活動、それによって成立する生態系を排除して成り立つことから、人間の土地利用と森林で形成される生物の土地利用は、互いを排除し合う関係にあるという問題がある。

この問題の解決の方向は、人間と生物の土地利用の適切な均衡を求めていくための調整が必要である。人間が、物理的な力で圧倒する他の生物との間において、それら生物との間での適切な土地利用のあり方を求めるとき、人間の土地利用を、生物の土地利用に対して上位に置いて、人間の土地利用が生物から自由なものであるとするべきではない。

人間が人間の活動のためにどうしても必要とするものではなく、人間が有意義に利用している程度が低い土地については、人間の土地利用が生物から自由なものであるとしてはならない。

それらの土地については、自然という人間以外 の生命体の行っている活動、それによって成立す る生態系のために、人間の利用の対象から自然に 還すことが必要である。

第二には、人が居住する空間としての街づくりのための土地利用において、個々人が所有権の権利の内容たる土地の利用、収益、処分を追求する結果、全体の土地利用としては、不適合を起こすという問題がある。

都市においては人の活動を、各人がしたいままの行動をすることを放置すると、各人が家を建て込んで、都市がスラム化する。都市がスラム化することによって、個々の生活のための土地建物の利用が互いの土地建物の利用を妨害し、互いの生活を不快、不衛生、病気の蔓延、更には火事、水害などのリスクに脆弱な住居を作るという各人の生活に危険をもたらすものとなる。

「都市においては人の活動をそのまま放置する と、人が家を建て込んだ結果として、都市がスラ ム化する」ことは、世界各地の普遍的な現象であ る。

日本の土地利用においては、江戸期まで交通手 段は主に徒歩、補足的に馬によって行われていた のが、明治以降、自動車等機械による交通手段が 短期間でもたらされ、不十分な道路付けの上に急速な都市への人口集中が生じ、狭く不十分な家屋が建て込まれた結果として、狭くて密集した街並みが形成されてしまう状況が普遍的に生じた。

その結果、道路網と住宅の建設が計画的に行われるという都市整備ができないままに家が建て込まれ、今日の日本の街が密集住宅街として形成されてしまっていることの原因となっている。

本稿は、以上のような、自然保護と防災という 観点から見て、街並みに不可避的に欠陥を生じさ せている、土地所有権制度に基づく土地利用の持 つ普遍的な問題に対して、地域住民が組合という 集団としての行為によって、自然保護と防災とい う問題を解決するための方法を検討するものであ る。

# 第2 防災と緑地の保全の観点から、市街化区域についてどうするのか

# 1 スプロールで形成された街並みである密集住 宅街をどうするのか

東京の都市計画について、次のような感想がある。「東京は世界最大規模の活力ある都市だが、先進国の大都市と比較しても潤いやゆとりの空間に欠け、狭苦しくて緑が少ない。どうしてそんな街になってしまったのか?また、東京は非常に混沌としたカオス的な街で、地図を見ているといろいろなことに気づく。どうしてあの道は、途中から突然狭くなるのだろう? 下町の道は整然としているが、世田谷の道があんなに入り組んでいるのはなぜ?」「

マスタープランによる規制がされないままに、また、広い幅員の道路網が整備される前に、東京では都市計画なしに、もしくは都市計画を無視して、スプロール(都市の急速な発展により、市街地が無秩序、無計画に拡がっていくこと)による街並みが形成されてしまった。このため、広い幅員の道路網がないまま形成された街並みに、規制をしようにも、規制を導入することでスプロール

<sup>1</sup> 越沢明「東京の都市計画」岩波新書(1991 年)についてのネット上の読者の感想

によって形成されてしまった街並みは、すべて既存不適格となってしまう。このため、土地所有権に基づく土地利用の自由を全面的に阻害することとなる規制を導入することができない。

現実に、大量に存在しているスプロールによって形成されてしまった街並みをどうしたらよいのかという問題が、東京のみならず、日本の多くの都市の問題として、未解決のまま今日なお残されている。

# 2 スプロールで形成された街並みである木造住宅密集地域の問題

### (1) 木造住宅密集地域不燃化10年プロジェクト

太平洋戦争で後焼け野原となった東京都や大阪 府の市街地では、戦後復興の際都市計画道路の計 画が策定されたが、それらの多くは実現せず、無 秩序に復興が進み、家が密集した住宅街が広がっ ていった。

首都直下型地震が予想される東京では、特に木造密集地域が山手線外周部に多く、震災が発生すると壊滅的な被害になることから、対策事業が取り組まれることとなった。

東京都では 2012 年から木造密集地域解消を目標に「不燃化 10 年プロジェクト」が行われた。日本全国に木造住宅密集地域はあるが、中でも東京は山手線外周部から環七通り沿いまでを中心に帯状に木造住宅密集地域が広がっており、危険な密集市街地は、区部の総面積のおよそ 25%にあたる、約 1600 ヘクタールを占めている。

木造住宅密集地域において地震が起きた際、① 建物の倒壊、②火災の発生と延焼の拡大、③密集 地域における災害時の活動の困難、という3つの 危険が生じる。

木造住宅密集地域には、耐震基準を満たしておらず、老朽化した木造建築物が並ぶことも多いため、地震が起きたとき建物が傾いたり倒壊する危険が高い。

これら地域では無秩序に建物が建てられた結果、 幅員の狭い細街路や隣り合った住宅がほぼ密着し ている地域もある。地震によって火災が発生した 場合、木造という構造と、建物が密集している密度と、広幅員道路や公園が少ないとの条件が重なることで、延焼が広がり、被害が拡大する恐れがある。関東大震災でも、木造住宅密集地域では多発した火災が強風で広域に広がり、火災による死者が被害者の約9割に及んだ。

狭い道路において建物の倒壊や火災が起きて道を塞いでしまうと、人々の避難が難しくなり救急車や消防車が通行が困難になる。結果的に、木造住宅密集地域は火災の広がりや建物の倒壊、消化活動や救助活動が遅れてしまうリスクがある。

東京都が 2012 年に始めた木造住宅密集地域不燃化 10 年プロジェクトは、木造住宅密集地域の改善を促し、燃え広がらない・燃えない街づくりを目指して、改善が必要な地域を「不燃化特区」と指定して、2020 年度までに不燃領域率を 70%にすること (不燃領域率が 70%を超えると市街地の延焼の危険性がほぼなくなるとされている)等を目標に、老朽化した建物の除却 (解体) や建替え・住替えなどにつき、固定資産税・都市計画税の減免、解体費用の一部又は全部の助成などの支援措置を行った。

また、戦後都市計画決定されていながら、人口 増加による市街地拡大のため整備されていない都 市計画道路のうち、防災上効果の高い道路を「特 定整備路線」として、整備を進めた。

70%にすることを目標とされた不燃領域率は2006年プロジェクト開始時点で56%だったが、事業終了時の2020年度では64%にとどまっており、プロジェクトは2020年度に終了したが、不燃領域率の目標が未達成なため取組みは5年間の延長となっている。

不燃領域率が64%にとどまり、目標を達成できないでいることの原因として、地域のコニュニティーや歴史を保ちたいという地域住民や商店経営者の意思が、老朽化した建物の除却(解体)や建替え・住替えを妨げていると指摘される。零細な地権者が多く、また、その所有者たちも高齢化しており、長く住み慣れた土地や住宅を手放すことは、苦痛を伴うためである。

高齢化した地権者は、地震のリスクを過小に評価する傾向があるとも言われ、そうした危険に対して敏感とは言えない人たちに対して、安全な街区の形成のための再開発といっても、説得力を持たない可能性がある。しかし、木造住宅密集地域の問題を放っておくことはできないものであり、危険な街区を安全な街区に作り変える必要がある。

### (2) 不燃領域率の意味するもの

市街地の燃えにくさを示す指標とされる不燃領 域率が70パーセントに達することを、東京都は政 策目標としている。

不燃領域率は、空地率(道路、公園などの空地の土地面積に占める面積割合)と(1-空地率/100)×不燃化率(燃えにくい建物(鉄筋コンクリート造など)の敷地面積が全建物敷地面積に占める面積割合)を合算した数字である。空地の面積と、建物が鉄筋コンクリート造などの、木造住宅でない燃えにくい建物の敷地面積の合計が、土地面積に占める割合をもって不燃領域率として、市街地の燃えにくさの指標とされているものである。

木造住宅密集地域において地震が起きた際の危険である、①建物の倒壊、②火災の発生と延焼の拡大、③密集地域における災害時の活動の困難、という3つの危険をなくすためには、①人が避難し、救援の自動車が迅速に交通することができるようにするために、真っ直ぐで一定以上の幅員を持った道路に建物が接していること、②避難した人が倒壊した建物の下敷きにならないようにし、延焼が拡大しないようにするためには、各戸建ての敷地に占める空地の割合を高めることや空地である公園を増やすことが必要である。

しかし、スプロールで形成された密集住宅街では、真っ直ぐで一定以上の幅員を持った道路に建物が接するようにしたり、公園などの空地を増やすためには、所有区画自体を変更する区画整理事業ないしマンションを作って居住権を立体化する市街地再開発事業を行うことなくしては実現しえない。

また、密集住宅街の建築物は、建蔽率ぎりぎり

で建築されるのが通例であるから、各戸建ての敷 地に占める空地の割合を高めることは、条例で定 められている建蔽率を引き下げない限り、不可能 である。

このため不燃領域率を 70 パーセントにすると の目標を達成することは、条例で定められている 建蔽率を引き下げることをしない限り、木造住宅 を鉄筋コンクリート造などに建て替えていくこと によってしか、実現できない。

したがって、木造住宅密集地域不燃化対策事業 は、区画整理事業ないし市街地再開発事業を行わ ない限り、木造住宅を鉄筋コンクリート造などに 建て替えていくことを意味している。

しかし、市街地が無秩序、無計画に拡がってい ったスプロールで形成された密集住宅街で、木造 住宅を鉄筋コンクリート浩に建替えていくことだ けを行うことは、密集住宅街で家が密集して建て られているという状態を、鉄筋コンクリート造に して長期に固定するという結果をもたらすことに なる。

不燃領域率は、延焼防止だけであって、それで すむものではない。木造住宅密集地域は、地震に より、狭い道路において建物の倒壊がおきて道を 塞いでしまうと、人々の避難が難しくなるととも に救急車や消防車が通行が困難になり、生じた火 災に対する消化活動や救助活動が遅れてしまうこ とになる。

これを防ぐには、不燃領域率を高めるだけでな く、根本的に、密集した街並みそのものを変える こと、広い街路のもとで、スペースとして活用で きる緑地があり、家への出入りが阻害されること のない住宅街を形成することが必要である。

木造住宅密集地域とされる山手線外側から環七 通り沿いの地域の内側にも外側にも、スプロール で形成された密集住宅街が広範に存在しており、 東京都の対策事業ではそれら地域の改善は何ら図 られない。

スプロールで形成された街並みの問題点は、狭 く曲がりくねった道沿いに、密集して家が建て込 まれている点で、木造住宅密集地域とされる地域

と同じ問題を抱えている。これら密集した住宅街 の問題を解決するためには、不燃領域率を高める だけではなく、真っ直ぐで一定以上の幅員を持っ た道路に建物が接するために、所有区画自体を変 更する区画整理事業ないし市街地再開発事業を行 って、密集した街並みそのものを変えることが必 要である。

# 3 木造住宅密集地域とこれを含めたスプロール で形成された街並みの改善の必要性

土地所有権をめぐる権利調整を全面的に行うこ との困難性から、密集住宅街であることはどうし ようもないこととしてあきらめるのは、現実的な 選択かもしれない。

しかし、防災や環境保全上大きな問題を抱えて いる街並みをそのままに放置することは、ベスト な選択ではない。

災害によって大きなリスクが発生する危険を感 じながら、現実の生活を変えることの困難性ゆえ に、現状に甘んじていることは、後で大きな災害 が発生してしまった後で正当化できるものではな

東北大震災による福島の原子力発電所の放射能 汚染事故などの大きな事故あるいは災害において、 事故あるいは災害が起こってしまってから、事前 に対策を考えておけば良かったと悔やむことは、 理性的に正しい行動ではない。

事故あるいは災害が起こる前に、リスクに見合 った適切な対策を取ることは、今を生きるすべて の人にとっての責務である。

スプロールによって形成された密集住宅に関し、 災害が起こる前に、リスクに見合った適切な対策 を取ることは、居住するすべての人たちにとって 必要なことである。

都市の急速な発展により、市街地が無秩序、無 計画に拡がって形成された密集住宅街をどうした らよいのか。

いったんスプロールによって形成された街並み を、望ましい街並みに変えていくためには、もう 一回最初から街を形成するところからやり直すし

かない。

もう一回街を形成する方法は、土地の権利者たちが、土地の利用形態を全面的に調整して改善するしかない。

土地の権利者たちが、土地の利用形態を全面的 に改善していく過程を作り出すためには、土地の 利用形態を全体的に調整するための、土地区画整 理又は市街地再開発としての組合の活動による土 地の権利者の合意を形成することが必要である。

# 4 都市の急速な発展により、市街地が無秩序、 無計画に拡がって形成された密集住宅街について、 作るべき街並みのイメージ

# (1)ル・コルビュジエの「300万人のための現代 都市」

都市の急速な発展により、市街地が無秩序、無計画に拡がって形成された密集住宅街について、 防災と緑を創出することを目的とした、作るべき 街並みを構想する。

日本の都市の状況を規定する要因は、日本が、 人口稠密で、狭い国土であるという条件の中で、 多数の人に住居を提供するとともに、人が利用し ない空間を作り出し、それを緑地化することによ って、災害を防ぐことができる安全性が確保され、 緑に包まれた住環境を住民に提供することを実現 することが目標である。

この目標として、現在考えうるベストの選択は、ル・コルビュジエが 1922 年に「300 万人のための現代都市」<sup>2</sup>として描いた、人々が行き交う場所には緑が描かれ、空の空白も木々で埋められ、緑に囲まれた中に高層マンションが点々として建つ街をつくることであると考えられる。

これは、ル・コルビュジエが、都市構想として描いたものである。都市の限られた空間において、緑地と住居を生み出すためには、高層マンションを建築することにより、住民の住居を作り出すとともに、住居となる高層マンション以外の土地を空地とし、これを緑地として整備することにより、

都市空間に、安全な住居とともに自然を蘇らせる ことができる。

多くの人に居住の場を提供しなければならない という課題に対して、高層建築は、高密度化する 都市の合理的な解決となる。

快適な住居として戸建て住宅に住みたいという 人も多くいるであろう。しかしながら土地区画整 理によって、戸建住宅を整備することによって、 面積当たり収容できる人数と、市街地再開発によって大規模な高層マンションを整備することによって、面積当たり収容できる人数には大きな差がある。日本が人口稠密で、狭い国土であるという条件の中で、多数の人に住居を提供するとともに緑地を創出することは、戸建住宅を整備することによって達成するのは困難である。

したがって、大規模な高層マンションを整備することによって、多数の人に住居を提供するとともに緑地を創出することが必要である。

この場合、従来、その地域で居住していた人の 数よりも、大規模な高層マンションを整備するこ とによって、居住する人の数を増加させない必要 がある。大規模な高層マンションを整備するのは、 密集住宅が形成されているという問題を解決する ためである。従来の居住人数よりも多くの人の居 住スペースを提供することを目的とすると、従来 の居住者を大規模な高層マンションに収容して、 今までの密集住宅地域に空地を作り出し、緑地を 創出するという目的が達成されないこととなる。

地域住民の土地建物所有権を立体化して、高層マンションを建築することにより、空地を生み出し、空地を原則として公共団体管理の緑地とすることを制度化することにより大面積の緑地を作り出すことが、自然保護と防災の街づくりとして必要である。

### (2) ヒルベルザイマーの高度都市計画

ル・コルビュジエと同時期に、ドイツ人建築家 のヒルベルザイマーが描いた高度都市計画(1924

<sup>2</sup> 中川理「風景学」共立出版 78 頁(2017 年)

年) 3においては、高層建築が林立する中で、建築 の間に緑はなく、ただ道路を人が行き交う図を、 あるべき都市空間として提示している。

コンクリートで作った直方体の機能主義的な建 物群のみが存在し、無機質的な空間が広がるばか りの図は、死をイメージさせる。建物の外見で表 現しようとするものが、何もないにもかかわらず、 コンクリートで作られ、表面に化粧板を貼り付け た、機能主義的な建物は、外見で何も表現しよう としていないものであり、外から建物を見る人に 対して何ら発信をしていないモノでしかない。

外から建物を見る人とのコミュニケーションを 拒んでいるモノであり、見る人に対して、疎外し ていることを表現している。

中川理「風景学」共立出版 78 頁(2017 年)は、 「ル・コルビュジエの絵は、ヒルベルザイマーの 絵に何かが加えられたものだと言えるだろう。そ れは、豊かな木々であり、それによって実感でき る人々の生活のイメージである。そこに加えられ ようとしているのは、眺めの「意味」であると言 えるのだろう。(中略) ヒルベルザイマーの絵に描 かれた(中略)近代主義は、その本質において、 眺めの価値を作り出せないばかりか、「意味」を失 わせていったのである。」と記載している。

緑は美そのものであり、居住していくうえで、 美のある良い環境に住むということは、緑ある市 街地に住むことである。すべての生きとし生ける ものによって創り出されるモノは、生物が生きよ うとする目的をもって生命活動を行う結果として、 生物が表現するものであるから、人間は別の生命 体ではあるが、他の生物の活動の成果であるそれ ら生物の表現を見て、人間もまた美しいと感じる。

自然を構成する植物も動物も、生きようとする 営みを行うことの中に、外に向かって表現する行 為をしており、その表現を人間は感じ取ることで、 美しいと感じているのだと考えられる。

### (3) 都市景観としての緑の意義

景観という都市の美を追求する上で、自然を生 かすことの重要性として、緑地でない場所に緑を つくり出すことは、街並みに美をもたらすことと 同義であるといえるだろうか。

日本を、自然、風土を生かした美しい国にする ためには、街づくりにおいて自然を生かすことが 非常に重要である。

建築家の隈氏は、人間が建築を通じて自然とつ ながることの重要性をいう4。

家の中から自然を感じることが重要であるのと 同様に、街並みにおいても、自然を感じることが 重要であり、この点を街づくりの基本にすべきで ある。

人が街を歩くとき、視界の中で、自然が溢れて いるように街を構成することが重要と考えられる。

#### (4) 緑のそばで暮らすライフスタイルの実現

人間の土地利用と森林で形成される生物の土地 利用が互いを排除し合う関係にあることを解決す るためには、人間が人間の活動のためにどうして も必要とする土地以外の、人間が有意義に利用し ている程度が低い土地については、自然という人 間以外の生命体の形成する生態系を回復するため に、人間の利用の対象から外して自然に還すこと が必要である。

人口稠密となって緑が失われ続けている日本の 都市部は、もともと森林地域であった土地が伐り 開かれて作られている。本来は森林として、豊か な生態系を誇っていた地域は、今日でも森林を回 復して、豊かな生態系を作り出すことができる土 地である。

都市に転換されたかつて森林であった土地に、 森林を再生することができれば、その価値は大き い。そのためには、人類の生活様式、人間の生き 方を、森林という自然環境と共存するというパラ ダイムへ転換し、個人が森のそばで暮らすライフ スタイルを実現できる環境を整備することが重要

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「中川理「風景学」共立出版 79 頁 (2017 年)

<sup>4</sup> 隈研吾「自然な建築」岩波新書 29 頁 (2008 年)

である。

### (5) 市街地の海をパークシステムに変える

1924年、アムステルダム国際都市計画会議において、都市計画において共有される理念として、「大都市の無限の膨張は、決して望ましいものではない」、「既成市街地のまわりに、農業、園芸、牧場等よりなるグリーン・ベルトを導入し、家屋が無限に連続するのを防ぐこと」が提唱された。

この考え方を現実化するために、イギリスで 1938 年にグリーンベルト法を成立させ始まった グレーターロンドン計画は、1万4175ha の緑地を 買収し、市街地の連担を防ぐため、既成市街地の 外延部から約16km幅で広がる緑地(農地、公園、森林等で構成)の環状帯を作り上げた。

日本の都市計画も、イギリスのグレーターロンドン計画の影響を受け、1946年に、東京区部の外縁に位置する武蔵野の面影を強く残す田園地帯1万8010haが、建蔽率を1割とする厳しい制限が課される緑地地域に指定され、1956年に首都圏整備法に基づく首都圏計画が、「既成市街地」(東京区部、三鷹、武蔵野、横浜、川崎、川口など都心から16~20kmの地区)の外側を、幅5~10kmをもった「近郊整備地帯」を、既成市街地の無秩序な膨張を抑制する目的を持った緑地帯として位置づけた。

しかしながら戦後復興とその後の経済成長の中で、土地所有者の開発志向は強く、建蔽率1割の緑地地域の規制と現実との乖離は甚だしく、住宅地としての基盤整備がされることのないまま小住宅の密集地が出現するなどして緑地地域の指定は逐次解除され、東京区部の全面的な市街化が進行し、1969年に緑地地域の指定はすべて廃止された。

日本の首都圏計画では、緑地を保全する地区を 指定したが、緑地を保全すべき土地を買収する資 金がなかったため、首都圏のグリーンベルト構想 は破綻し、首都圏はスプロール現象に飲み込まれ て、市街地が連坦する「市街地の海」となった。

このようにして東京をはじめとして日本の主要 都市は、市街地が連坦する形状で都市が形成され ている。

その日本の都市において、防災と緑を創出することを目的として、作っていくべき街並みとして、高層の建築物を設けるのは、人々に効率的に住居を提供できるようにするためだけでなく、人々の居住空間を効率的に整理して、スプロールで密集して家が建て込まれた街並みを、緑地に変えるためである。

いままで緑を創出するために、土地を買収する 資金を出してこなかったことの代償として、「市街 地の海」を変えるために、市街地再開発事業によ り、大規模な高層建築を設けて、多数の人々に効 率的に住居を提供するとともに、密集住宅を一掃 して空地を作り出し大規模な緑地を創出すること に、資金を投入すべきである。

### (6) 都市の森林化の可能性

緑に囲まれた中に大規模な高層マンションが 点々として建つ街をつくることにおいて、緑化を 徹底し、都市が森林のような外観を呈することを 目的とすることが考えられる。この場合、大規模 な高層マンションを、地上ではなく地中に建設す ることができれば、都市の森林化により接近する。

都市に、森林の外観を作り出す方法として、住宅などの土地利用を地下に移し、地上に森林としての形状を作り出すことは、安藤忠雄氏の地中美術館や淡路夢舞台などで先駆的に創造されている。地中美術館は、瀬戸内の美しい景観を損なわないよう建物の大半が地下に埋設されており、地下でありながら自然光が降り注ぎ、一日を通して刻々と展示物や空間の雰囲気が変化していく。

このような光景が多くの人にとって自然なものとして受け入れられるようになるまでは、地上部に都市施設の用地としての機能を保全しつつ、森林としての機能を併存させる形で森林を復活させることが考えられる。

街区における個別の建物の調和については、基本的に建物間にできる限りの多くの緑(植物、とりわけ樹木)を配置することを要求すべきであろう。

街区の、個々の建物を調和させて、美しさを作 り出すのは、街区の、個々の建物間の、そして建 物を覆う緑(植物、樹木)である。

建築されるマンションの地上部は、高い緑化率 (建築物の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化の ための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこ れらに附属して設けられる園路、土留その他の施 設)の面積の敷地面積に対する割合)を課すこと が必要である。

そして、緑地が転用されないためには、地方自 治体の管理下に置くべきである。

# 第3 土地の利用形態を全体的に改善する合意 をすることに持ち込むまでの過程

## 1 土地の利用形態を全体的に改善する合意をす る状況を作り出す公共団体の青務

都市において、各人がしたいままに行動をする ことを放置すると、各人が家を建て込んで、個々 の生活のための土地建物の利用が互いの土地建物 の利用を妨害し、互いの生活を不快、不衛生、病 気の蔓延、更には火事、水害などのリスクに脆弱 な都市のスラム化をもたらし、各人の生活に危険 をもたらす。

そして、密集市街地が延々と連坦し、はるか遠 方の農地で構成される市街化調整区域に到達する まで、わずかな公園内の緑地を除き都市に必要と される緑を欠くことになる。

各人が土地を所有し、家を建てるという自由な 所有権の行使が、各人相互の土地の利用を妨害し、 防災、環境保全の観点から街並みに欠陥を生じる という問題は、個々の土地所有者が単独で解決で きる問題ではない。

防災、環境保全の観点から街並みとしてあるべ き姿を実現するためには、各人の自由な所有権の 行使を、地域住民の全体の合意に基づいて、防災、 環境保全の観点からあるべき街並みを実現するよ うに、各人の所有権の行使を拘束し修正していく ことが必要である。

地域住民が集団的意思決定によって、各人の所 有権の行使を拘束し修正していくことができる状 況を作り出すことは、公共の利益を実現すること を目的とする公共団体の責務である。

このため、公共団体は、土地の利用形態を全体 的に改善する合意をしていく過程が適切に進行す るように政策を実施する責任がある。

### 2 宅地の広さを規制する必要性

防災上安全であること、景観上美しく快適に過 ごすことができること、生活上必要となるものを 充足することを可能にすることなどが、良好な住 宅であるためには必要である。

そのためには、住宅の敷地が一定以上の広さを 持つことが必要である。

したがって、良好な住宅街を形成するためには、 住宅の敷地が狭小なものにならないように、住宅 の敷地の広さが一定以上となるよう下限を設定し 規制することが必要である。そして、住宅を売却 したり、相続した住宅の敷地を相続人が分割しよ うとするときは、住宅の敷地の広さを維持するた めの敷地面積の下限規制に抵触する分割を規制す る必要がある。

ところが、日本では、当局が住宅の敷地が狭小 とならないように規制する前に、様々な広さの敷 地の上に立つ建物が無秩序、無計画に建てられた ことから、当局が宅地の広さについて下限を設け る規制をする行政を行うことは不可能となった。

現行都市計画法の立法担当者(大塩洋一郎)が 昭和55年に書いた「日本の都市計画法」113頁は、 「都市の周辺部で、農地、山林の所有者から個別 に土地を買った個人や企業が、畑や山林の中にま ちまちに住宅や工場等を建築するため、宅地とし て最低限の要件たる道路や排水施設等さえも備え ていない狭小で不整形な「宅地」が無秩序に連担 し、劣悪な環境を形成している。無秩序な「バラ 建ち」が一般的であるのは、都市の郊外に集中す る市民の経済のストックの乏しさ、農村からの移 住者が都市的な共同体意識や都市的な居住環境へ の意識を持たず、基礎的な施設すら備えない宅地 に加工する素材にすぎないはずの土地が「宅地」 としての市場性を持ちうること、このような土地 に電気、ガス、水道等の公益的サービスの供給が 義務付けられており、弊害の発生を助長すること 等の要因による。」「これに対し欧米諸国でこのよ うな現象が少ないのは、一定水準の公共施設を備 え、住宅地がある程度整然と配置されることは、 宅地の開発の最低要件であることが市民の社会的 常識として、市民から要求されているのであって、 このような要件を備えていない土地には宅地とし ての市場性がなく、したがって建築物が建てられ ることがないという社会的実体がある。多くの欧 米諸国では市街地開発の大部分がデベロッパーに よって計画的に、かなりの規模で行われた。」と記 載している。

日本でも都市計画法で用途地域というゾーニングが定められており、低層住宅専用などの用途規制が行われており、建築基準法により、容積率や建蔽率の基準が定められている。

しかし、アメリカでは土地の開発や建物の建築について、州または郡レベルでの厳しい審査がある。マスタープランに従って、どこの地区にどういった建物(集合住宅、戸建住宅、大型商業施設、小規模商店、工業施設、倉庫等々)を建てて良いのかが定められ、一定の面積に対して何戸建てるのか、どういう人(所得階層など)が住む家を建てるのか、どんな家(タウンハウスなのか、シングルファミリーハウスなのか、何階建てなのか)を建てるのか、各戸の土地面積はどれくらいで、建物面積はどれくらいか、各戸はどれだけ離れているのかなどを、市当局と協議して決めなければならない。

これに対して、日本における、スプロールによって住宅地が形成された土地においては、各戸の土地面積はどれくらいで、建物面積はどれくらいか、各戸はどれだけ離れているのかなどを、事前に市当局と協議してはじめて建築することが可能になるという規制をすることが不可能になっている。

# 3 高さ規制と建蔽率(建ペい率)による建築規 制から容積率規制への転換

日本の建築基準法の規制は変遷しており、昭和38年以前においては、建築物の規模のコントロールは、建築物の絶対高さの制限(住居地域20m以下、住居地域外31メートル以下)と、建蔽率(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいう)の制限(良好な住居の環境を保護するゾーニングである住居専用地域については、10分の3、10分の4、10分の5又は10分の6のうちから当該地域に関する都市計画で定める(住居の環境を保護するゾーニングである住居地域については10分の5、10分の6又は10分の8のうち都市計画で定める))によって行われていた(都市計画法9条、建築基準法53条)。

建蔽率が建築物の建築面積の敷地面積に対する 割合であることから、建築物の高さが規制される ことと建蔽率の規制によって、建築物の規模の上 限はコントロールされる仕組みとなっていた。

建築物の規模をコントロールする必要性は、都市への人口集中により交通混雑、水不足等の問題が顕著になり、道路、公園、下水道等の公共施設との均衡がとれた建築物の規模にする必要性があったからである。

しかし、経済の発展等に伴って、限られた市街 地内の土地の合理的かつ高度な利用が望まれる中 で、建築技術の進歩により超高層建築物の実現が 可能となったことから、建物の高さを一律に規制 する「高さ規制」の制度は、過剰な規制となった。

このため、昭和38年、45年の二回の建築基準 法改正により、容積率(建築物の延べ面積の敷地 面積に対する割合)による建築密度をコントロー ルする制度が適用されることとなった。土地の住 宅、商業、工業などの用途地域ごとに容積率の上 限を規制する「容積率」規制によって、用途、密 度、形態等に応じた建物の規模の規制を行うよう にしたものである。

容積率の規定が建築基準法に設けられ、建築物の容積、形態の規制は容積率に一元化されたことにより、建蔽率は、建築物の高さの制限規制とセ

ットで建築物の規模をコントロールする規制とし ての意味はなくなった。

それにもかかわらず、建蔽率は、容積率規制が されるようになってからも存続し続けている。

昭和45年以降の建蔽率は、それ以前の間接的に 容積率規制を担うという目的がなくなり、敷地内 に空地をある程度確保することにより、通風、日 照、採光、防災等市街地の環境条件を確保すると ともに、緑化や日常生活のための空間を市街地に 確保することが目的となった5。

建蔽率の規制は、もともと建築物の容積規制を 担うことを主目的としてきたため、昭和45年以降 に、「通風、日照、採光、防災等の確保や緑化や日 常生活のための空間の確保」が規制の主目的とな ったとしても、これらの目的を純粋に目的として 作られた規制ではなく、スプロールによって街並 みが作られることを防ぐことを目的とするもので はない。このため、建蔽率は、現在の「通風、日 照、採光、防災等の確保や緑化や日常生活のため の空間の確保」という規制目的からみると、中途 半端な、緩い建蔽率とされてきたものであり、家 と家が近接し密集して家が建て込まれることを許 している。

### 4 あるべき建蔽率の基準

日本の住宅街が美観に欠け、緑という自然がな いまま、防災の観点からは極めて危ない状態が放 置されているのは、日本における住宅環境のほと んど唯一の規制手段である建蔽率の、建物の敷地 に対する割合が大きすぎて、家が密集して建て込 まれることを許しているからである。

日本における人口減少により、都市への人口移 動による住宅における収容人数の圧力が全体とし て緩和してきていることからは、街並みにおける、 防災、景観、緑化の必要性に対応して、スプロー ルによる街並みを解消するために、建蔽率につい て、住居専用地域等については 10 分の 3、10 分の 4、10分の5又は10分の6、住居地域については 10分の5、10分の6又は10分の8という割合を 引き下げていくことを現実に検討する必要がある。

建蔽率を引き下げる改正による規制は、新規の 建築から適用されて、既存建物について改築の際 から適用されることになる。

密集住宅地域一帯において、建蔽率引下げの効 果として、既存不適格となる建物の所有者に、既 存建物の改築の引き下げた建蔽率に適合すること の必要を生じさせ、住宅高層化のための都市再開 発を行うことへの動機付けとなり、市街地再開発 事業による立体化への動きが作り出されることに なる。

### 5 空地の緑地としての管理

建蔽率を引き下げることにより、既存建物の増 改築に制限がかかることは、日本で不可避的に進 行している高齢化による空き家の発生を加速させ ることとなろう。

空き家の発生に対して、空き家の所有者は居住 していないため、空き家の土地の管理を自らはで きないため、土地所有権を放棄できることを欲し ている。

民法は、所有権の放棄を規定していないが、土 地所有権の放棄を実質的に可能とする「土地をそ の管理費用を支払って国に譲渡することを認める 法制」が、2022年法改正により2年後を目途に設 けられることとされ、今後制度の詳細を検討する こととされている。

「土地をその管理費用を支払って国に譲渡する ことを認める法制」により、土地を譲り受ける国 は、土地上の建物を除去し更地にして、これを緑 化して管理すべきである。そのことを法制度化す ることによって、防災の観点と環境保全の観点か ら、その土地が有効に緑地等として保全されるこ とにより、全体の土地利用に資するようにしてい くべきである。

### 6 所有者不明の土地への対応

人が居住する空間としての街づくりのための土 地利用は、もともと森林を伐り開いた上で行われ

<sup>5</sup> 逐条解説建築基準法編集委員会「逐条解説建築基準法」 ぎょうせい 853 頁(2012 年)

ている。このように人間の土地利用は、自然の中で生態系として行われている生物の営みを排除して成り立つことから、人間の土地利用と森林で行われる生物の土地利用は、互いに排除し合う関係にある。

この点の適切な処理のためには、人間と生物の 土地利用の適切な調整が求められ、この観点から は、所有者の土地利用を絶対的に自由なものとす べきではない。

人間が有意義に利用する程度が低い土地については、自然という人間以外の生物の営みによって成立する生態系のために、自然に還す必要がある。

所有者不明の土地は、土地所有者が土地利用を 放棄している土地であり、その土地は所有者に利 用させる必要を欠いている。

所有者不明の土地をそのまま放置するのではなく、所有者不明の土地に私人の所有権を残しておくべきでなく、人間の利用する土地から、生物によって形成される生態系のために自然に戻すべきである。

所有者不明の土地は、他の人間が所有して利用している土地の中に混在しているため、現実的な管理方法としては、個々の人間の所有権の対象となっていない海や湖などの公有水面と同じく、国の所有地にして更地にしたあと、自然の状態に戻すために緑地として管理すべきである。このため、都市緑地法の緑地保全地域に指定し、人が人為的に改変する行為を規制して管理することが適当である。

### 7 都市計画

### (1) 都市計画法の性格

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用を計画し、都市施設を整備し、市街地開発事業を行うことについての計画である。

都市計画を定める都市計画法は、都市の健全な 発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡あ る発展と公共の福祉に寄与することを目的とし(1 条)、都市計画の理念として、健康で文化的な都市 生活を確保すべきとしている(2条)。

都市計画は、街を形成する各種事業が整然と、 相互に矛盾なく実行されるよう、全体の街づくり を整除し、統括する目的を持っている。

都市計画で計画されたあるべき都市を実現する 方法としては、建築許可や開発許可のように人々 の行為を規制する方法と、都市計画事業またはそ の他の公共事業を実施することによって都市施設 を作り出すという方法の二種類がある。

都市計画は、以上のように街を形成する各種事業活動の「交通整理」をするという性格と、街を形成する各種事業を自ら実施することを計画するという二つの性格を持つこととされている。

このため、公共団体が自ら行う事業のほか、私人が行う街を形成することに関わる事業も、都市計画において決定することが必要となる。都市計画事業として公共団体が自ら行う事業としては、都市計画施設を整備することは、都市施設(街路、公園、下水道等)の整備と市街地開発事業があり、私人が街づくりに関わる事業として行うものは、都市再開発法に基づいて市街地再開発組合等が行う市街地再開発事業や、土地区画整理事業等がある。

### (2) 都市計画に定める市街地再開発事業

市街地再開発事業について、都市計画において 決定する必要があるのは、建築物と建築敷地と公 共施設(道路、公園、下水道その他の施設)の整 備の内容である(都市再開発法4条)。

都市施設を整備する市街地再開発事業について の都市計画の内容は、道路、公園その他の公共施 設を備えて良好な都市環境を形成するものである こと、建築物の整備に関しては、市街地の空間の 有効な利用、建築物相互間の開放性の確保及び建 築物の利用者の利便を考慮し、建築物が当該地区 にふさわしい容積、建築面積、高さ、配列、用途 を備えたものとなる必要がある。

都市計画の案を作成しようとする場合には、公 聴会の開催等、住民の意見を反映させるための手 続を行う必要があり(都市計画法 16 条 1 項)、住 民と利害関係人は、縦覧に供された都市計画の案 について意見書を提出することができる(都市計 画法17条1項、2項)。

そして、都市計画決定において、自然保護と防 災が図られるようにするためには、環境影響評価 手続を行うこととすることが必要である。

# (3) 密集住宅街解消のための市街地再開発事業 についての都市計画の内容

市街地が無秩序、無計画に拡がっていくスプロ ールにより家が密集した街並みが形成されたこと は、都市計画が機能してこなかったことを意味す る。

家が密集した街並みが形成されていることに対 し、防災の観点、環境保全の観点などから街並み としてあるべき姿を実現するためには、現在の街 並みを修正する都市計画を作成する必要がある。

この都市計画を作成するのは行政庁であり、行 政庁は、防災の観点、環境保全の観点などからあ るべき姿をもった街づくりがされるように、地域 住民の総意を民主主義的に体現するものとして都 市計画を決定する義務がある。

広い街路のもとで、緑があり、機能的に人が出 入りできる住宅街を形成するためには、密集した 街並みそのものを変える市街地再開発事業ないし 土地区画整理事業を行う必要がある。

このうち土地区画整理事業は、戸建てから戸建 てへ権利の移転を行うものなので、密集住宅街を 解消して住居と緑地を創出する事業に適していな い。多数の戸建てを高層マンションに集約し空地 を作り出し緑地を設けるためには、土地所有権を、 マンションの区分所有権へと変容させる都市再開 発法に基づく市街地再開発事業を行う必要がある。

都市計画に定める市街地再開発事業の内容とし ては、従来、その地域で居住していた人の数より も、大規模な高層マンションを整備することによ って、居住する人の数を増加させないことが必要 である。大規模な高層マンションを整備するのは、 密集住宅が形成されているという問題を解決する ためである。従来の居住人数よりも多くの人の居

住スペースを提供することを目的とすると、従来 の居住者を大規模な高層マンションに収容して、 今までの密集住宅地域に空地を作り出し、緑地を 創出するという目的が達成されなくなってしまう ので、適切でない。

### 8 税制

土地の利用形態を全体的に改善するために市街 地再開発事業が行われることを促進するためには、 スプロールによって形成されてしまった街並みに 住むことが、経済的に引き合わないようにして、 密集住宅に居住を続けることから脱却しなければ ならないことの動機付けを与えることが必要であ

密集住宅に住み続けることが経済的に引き合わ ないようにする方法は、密集住宅街という危険な 住宅街に住み、その一員となっていることに対し、 危険状態を改善するために発生する費用について の原因者負担として、税を課すことである。

現在行われている税制は、更地に対する固定資 産税に比し、家がある土地に対する固定資産税を、 居住権を保護するとの名目で低課税としているが、 これはスプロールによって形成された安全性を欠 く街並みを保護する施策となっている。

区画整理や再開発が行われる前の街並みを形成 している密集住宅街の土地に対しては、空地より も逆に固定資産税の税率を高くすべきである。居 住者の生活を保護することは、社会保障で対応す べきことである。

### 9 補助金

1938 年に始まったグレーターロンドン計画は、 1万4175haの緑地を買収し、市街地の連担を防ぐ ため、規制市街地の外延部から約16km幅で広がる 緑地帯(農地、公園、森林等で構成)の環状帯を 作り上げた。

それに対し、日本の第二次首都圏基本計画(1965 年)では、緑地を保全すべき地区を指定しようと したが、緑地を保全すべき土地を買収する資金が なかったため、首都圏におけるスプロール現象に より、結果、市街地が連坦する密集住宅街となってしまった。

したがって、いままで緑を創出するために、土 地を買収する資金を出してこなかったことの代償 として、その結果形成されてしまった密集市街地 ないし密集住宅街を改善するために、防災と緑を 創出することを目的として資金投入すべきである。

市街地開発事業により、大規模な高層建築を設けて、その地域で居住していた人に対して住居を提供するとともに、密集住宅を一掃して空地を作り出し、大規模な緑地を創出することを重点的に支援すべきである。

### 10 密集住宅解消のための市街地再開発事業

建築物が、真っ直ぐで、一定以上の幅員を持った道路に接するようにするためには、所有区画を変更し、広い街路のもとで、緑があり、機能的に人が出入りできる住宅街を形成する必要がある。このためには、多数の戸建て住宅を高層マンションに集約して空地を作り出し、緑地を設けることであるので、土地所有権を、マンションの敷地権へと変容させる都市再開発法に基づく市街地開発事業を行う必要がある。

宅地の立体化を行おうとすれば、従前の建物を 除却しなければならなくなる。そして、従前の土 地は、施行者から与えられる建築物の一部(土地 付き建物)に変化する。その間には権利関係の同 一性はなく、従前の権利関係は破壊されてしまう 点で、市街地再開発事業のために土地を収用する ことは、土地所有権に対する強制処分となる。

救急車、消防車が入れるように、公共的な政策として、土地収用法を背景として、道路の改良を進める場合、土地所有者の意思に反しても、道路の改善や超過収用を行うことは認められているが、街づくりは、居住者の福祉の実現が主目的であり、土地を強制的に収用することは、個人の土地の利用処分権と直接衝突する。

このため、街づくりのための市街地再開発事業は、地域住民の主体的な取組みとして行われることが必要である。

宅地の立体化を行うため、従前の土地に対する 権利を、施行者から与えられる建築物の一部(土 地付き建物)に対する権利に変化させる市街地再 開発事業としては、都市再開発法の中に、第一種 市街地開発事業と第二種市街地開発事業があり、 更に事業を個人が施行する場合、市街地再開発組 合が施行する場合、市街地再開発会社が施行する 場合、地方自治体が施行する場合、都市再開発機 構が施行する場合がある。

しかし、スプロールで形成された密集市街地における市街地再開発事業の実施は、市街地再開発 組合(以下「組合」という。)により、事業対象地域の多数の権利者の同意の下に都市再開発事業が行われるという民主主義に基づいたものとして行われるのが基本的に必要である。

その理由は、密集住宅街は、個々人の生活のための土地建物の利用が、互いの土地建物の利用を妨害し、互いの生活に、不快、不衛生、火事、水害などのリスクを生じ、緑のない環境を生み出すこととなっており、各人が土地を所有し建物を建てるという所有権の自由な行使が、各人のお互いの権利を圧迫している。これは防災、環境保全の観点から、個々の土地所有者が単独で解決できない問題を生じているが、防災、環境保全の観点から街並みとしてあるべき姿を実現するためには、地域住民全体の集団的意思決定に基づいて、各人の自由な所有権の行使を修正していく必要があり、そのために市街地再開発事業が行われる必要があるからである。

このため、スプロールで形成された密集市街地 を変えるための市街地再開発事業は、土地権利者 の多数の意思という民主主義の実現として、組合 が行う必要がある。

# 第4 土地の権利者たちが、土地の利用形態を 全体的に改善する合意をするための、組合の活 動

# 1 市街地再開発組合によって行われる密集住宅 を解消する街づくりの事業内容

市街地再開発組合(以下「組合」という。)が、 防災と緑を創出する街並みを作り上げる事業は、 密集住宅の地域で、不動産会社が土地を買収し、 所有権を取得した土地に高層マンションを建て、 マンション中の住戸を希望者に売却することに、 外形上似ている。

しかし、密集住宅の地域で、大規模な高層マン ションを整備するのは、従来の居住人数よりも多 くの人の居住スペースを提供しようとすることを 目的とするものではなく、密集住宅が形成されて いるという問題を解決するために、従来の居住者 を大規模な高層マンションに収容して、今までの 密集住宅地域に空地を作り出し、緑地を創出する ことを目的とするものである。

組合は、民主主義的に多数の意思を結集するこ とにより、密集住宅街を変えて緑に囲まれた中に 高層マンションが建つ街をつくることができる。

### 2 組合設立の単位

第一種市街地再開発事業の事業施行区域につい ては、事業実施の必要性が認められる区域とされ ており、「十分な公共施設がないこと、当該区域内 の土地の利用が細分されていること等により土地 の利用状況が著しく不健全であること、土地の高 度利用を図ることが都市の機能の更新に貢献する こと」とされている(都市再開発法3条)。

密集住宅街に新しい街づくりを行うために、 ル・コルビュジエが「300万人のための現代都市」 として描いた、人々が行き交う場所に緑があり、 空の空白も木々で埋められ、緑に囲まれた中に高 層マンションが点々として建つ街を作ることとす るとき、大規模な高層マンションに収容されるべ き住戸が存在している地域の土地権利者全員を組 合員とする組合が設立される必要がある。

したがって、組合設立の単位となる事業施行区

域は、高層マンションが設立され、そこに収容さ れるべき住戸が存在している地域となるべきであ り、したがって、それは、町名が付されている程 度の広範な地域が事業施行区域となる必要がある。

### 3 街づくりを進める際の公共と地域住民の協働

防災の観点、環境保全の観点などから街並みと してあるべき姿を実現するのは、全体の視点から、 公益の実現を判断して実行する主体によって行わ れる必要があり、行政庁は、地域住民の総意を民 主主義的に体現する意思決定権者として、都市計 画決定において、防災の観点、環境保全の観点な どから公益の実現を判断実行する義務がある。

しかし、都市計画は街づくりのアウトラインを 定めたものであり、街づくりを実行する市街地再 開発事業において行う土地利用の調整は、地域一 体の土地権利者による集団的な意思決定によって 実行していく必要がある。

都市計画に基づき、都市機能の更新や防災面の 整備などの観点から新建築物の建設整備、権利変 換、緑化といった街づくりの具体的内容を決定実 行していく市街地再開発事業を担うのは、土地の 権利者を組合員として組織し、組合員の多数の意 思で意思決定を行う、組合という地域住民の民主 主義により運営される組織である。

以上のとおり、行政庁が都市計画を担い、組合 が市街地再開発事業を担うのは、両者相まって地 域住民の総意を、民主主義として体現するためで あるが、都市計画とこれに基づく市街地再開発事 業が、一体となって防災と環境保全の観点からあ るべき街並みを実現するためには、行政庁と組合 が協働して街づくりを進める必要がある。

# 4 自然保護と防災を目的とした街づくりとして の市街地再開発事業の実施の流れ

自然保護と防災を目的とした街づくりとして行 う市街地再開発事業の意思決定の実際は、次のよ うなものになると考えられる。

(1) 自然保護と防災を目的とした街づくりとし ての市街地再開発事業のオルガナイザーの役 すべては始まる。

志を持った人として事業を発意する人は、住 民から出てくることが望まれるが、地域住民の 代表として、地方自治体の長が発意することも 考えられる。

(2) 市街地再開発事業を行うことを構想し、発意する人に、賛同し同意する人が加わり、再開発準備組合が組織される。再開発準備組合は、都市再開発法60条で「組合を設立しようとする者」として規定されており、市街地再開発組合(以下「組合」という。)の前身組織である。

再開発準備組合によって、市街地再開発事業 の対象地域と考えられる地域に居住する人た ちへの情報の浸透と、地域住民の意見を受けて、 構想を具体化していく作業が行われる。

再開発準備組合は、対象地域の土地の権利関係を詳細に調べる権限を有しており、事業の施行の準備を進める。(都市再開発法60~64、65条)

- (3) 組合の設立については、施行地区内の宅地 について所有権又は借地権を有する者の頭数 及び面積の、それぞれ3分の2以上により、組 合の定款及び事業計画についての同意を得た 上で、都道府県知事の認可を得ることを要する (都市再開発法14条)。
- (4) 市街地再開発事業を行う計画が現実性を持つに至った段階で、再開発準備組合又は組合の行政庁への働きかけにより、行政庁が所要の手続きを経て市街地再開発事業を実施するための都市計画を決定する。

行政庁の都市計画の決定にいたる過程で、都 市計画案の住民への縦覧、説明会が行われ、環 境影響評価手続も行われる場合がある。

(5) 市街地再開発事業を実施するための都市計画決定を受け、組合による市街地再開発事業が実施される。

密集市街地解消を目的として、防災の観点、環境保全の観点などから街並みとしてあるべき姿をもった街づくりを行う市街地再開発事業が、住民の多数の意思による民主主義として実行されるためには、(4)の都市計画を決定する行政への働きかけと、(5)の市街地再開発事業の施行が、利害関係者の多数決によりそこに住む住民の主体的な意思決定として行われることが必要である。

市街地再開発事業による街づくりに地域住民のすべての者を巻き込んで、再開発準備組合の立ち上げ、行政庁による都市計画決定への働きかけ、市街地再開発事業を実施する組合を運営していくことは、自然保護と防災が図られる街づくりへの強い意欲を持ったリーダーにけん引されていく必要がある。

組合の核となる強い目的意識を持った一人あるいは複数のリーダーによって担わなければ、地域の住民の意見を結集して街づくりを事業化するという事業に挑むことはなしえない。

## 5 市街地再開発組合(以下「組合」という。)の 事業

### (1)組合の設立

組合は、法人とされ、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべて組合の組合員とされる(都市再開発法20条)。

組合の設立にあたっては、組合の定款及び事業 計画について組合員となるべき、施行地区内の宅 地について所有権又は借地権を有するすべての者 の頭数及び面積の、それぞれ3分の2以上の同意 を要する(法14条)。

事業計画は、施工地区、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない(法12条)。

施行地区内の権利者で設立に反対する者も組合員になるが、権利変換手続上は、一般のルールに従って権利変換を受けることとなり、組合の設立に反対したからといって特別の扱いを受けることにはならない。権利変換を希望せず金銭の給付を希望する場合はその旨の申出をすることができる。

しかし、組合の設立に反対したからといって最 終的に土地の明け渡しを拒否することができない。 都市再開発の目的を達成しえなくなるためである。 権利変換を希望する者は、権利変換計画の縦覧

の際、自分の希望する床(区分所有権を有するこ ととなるマンションの専用部分)の位置等につい て施行者に自分の意見を申し出ることができる。

#### (2)組合の目的と事業内容

都市再開発法の目的は、「都市における土地の合 理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図 ること」であり、より良い街づくりをすることが、 第一種市街地再開発事業を行う組合の目的となる。 組合は、組合員の権利(土地所有権等)を、別 の権利(マンションの区分所有権(共用部分共同 所有権と敷地利用権を含む。以下同じ。) に変容さ せる業務を行う。組合員の権利を、より良い街並 みの中での権利に変容させることを目的として事 業を行う。

組合は、土地建物の所有者等のいままでの密集 住宅街の中で居住してきた住環境を、大規模な緑 地に囲まれた高層マンションの中での居住環境に 変えるといった街づくりのデザインを実現するた めに、市街地再開発事業で、大規模な高層マンシ ョンを建設するとともに、密集住宅街の中での各 所有者の土地建物所有権等を、高層マンションの 区分所有権等に権利変換することを実行する。

権利の変換に関し、都市再開発法 74条は、関係 権利者間の利害の衡平に十分の考慮を払って、権 利の変換をすることを要求するが、実務は、再開 発前の地権者の資産(従前資産)と再開発後に建 築される新しい建物の一部(従後資産)が同価値 であることを確保することとして運用されている。

第一種市街地再開発事業は、従来の建物を除却 し、街路を始めとした公共施設を整備し、新たな 建物を建設する。このため、土地建物につき権利 を失った者は、新たな建物の区分所有権を取得す

しかし、新たな建物の区分所有権を取得するこ とを希望しない者には、権利を失ったこと等に対 する補償を受ける。

第一種市街地再開発事業を行う事業主体が、組 合となるときは、組合が法人格を取得するために は、事業対象地域の3分の2の数の権利者が、組 合を設立することに同意することが要件となるの で、事業対象区域にも、組合設立に同意しない者 もいることになるが、組合の設立に同意しない者 も組合員とされる。同意しない者も、新建物への 権利の取得をすることができるが、取得を希望し ないで地区外転出することもでき、その場合は、 法が定めるところに従い、従前の権利その他につ いての補償を受ける。

事業の中心的な内容となる、土地建物につき権 利を失った者が、施行者が取得した土地の上に建 築する建築物について取得する区分所有権の内容 を個別具体的に定める「権利変換計画」を決定す るには、総会議決として組合員の過半数による議 決が必要とされている。

組合員の中に反対する者がいるにもかかわらず、 組合が、事業ができるのは、組合が土地権利者と いう地域住民の多数意思を実現する民主主義を実 行する過程として活動しているからである。

# (3)組合による街並みづくりにおける設計事務 所、不動産会社、建設会社の活用

組合が、防災と緑を創出する街並みを作り上げ る事業は、密集住宅の地域で、不動産会社が土地 を買収し、所有権を取得した土地に高層マンショ ンを建て、マンション中の住戸を希望者に売却す るという行為に、外形的には似ている。

行為の外形は似ていても異なる点は、密集住宅 地域で、組合がマンションを整備するのは、密集 住宅街が形成されているという問題を解決するた めに、従来の居住者を大規模な高層マンションに 収容し、今までの密集住宅地域に空地を作り出し 緑地を創出することを目的とするものであること である。

組合は、密集住宅街が形成されていることによ る問題を解決するという地域住民の意思の付託を 受けて、地域住民のために事業を行うのであり、

組合員である地域住民の利益を実現するという忠実義務を負っている。

組合は、各住戸者に対して忠実義務を負っていない不動産会社に、土地権利者の権利変換に関する業務を全面的に委託してその業務を行わせることはできない。

しかし、組合が作る大規模な高層マンションは、 住民の住環境を改善するために、優れた美しいも のとすることが必要であり、また、組合は、市街 地再開発事業の収支を均衡させて事業を完成させ る義務がある。

民間の設計事務所、不動産会社、建設会社は、 不動産建設事業の収益性を確保しつつ魅力ある建築物を作り、その市場価値を高めるノウハウを持っており、この民間の不動産会社等が持っているノウハウを、組合が活用し利用していくことは重要である。したがって、組合は、建物と緑地の配置、マンション建設の設計、建設等を設計事務所、不動産会社、建設会社に委託し、その持っているノウハウを活利用して市街地再開発事業を行っていく必要がある。

# 6 組合による、密集住宅街の中での土地建物所 有権等の、高層マンションの区分所有権等への権 利変換の手続

市街地再開発事業の実施は、住民が居住していた建物を立ち退かなければならないなど、多数の人の居住に重大な影響を与える。したがって、いったん開始された市街地開発事業は、居住する人に不当な損害を与えることなく、居住環境の改善を図るという所期の目的を成功裡に必ず達成することが必要である。

その目的達成の観点から、市街地再開発事業の 権利変換の手続をみてみる。

組合の設立により、施行地区内の地権者は全員が組合の組合員になり、施行区域内の土地、建物等はすべて再開発事業の対象になる。

継続して借家している者は、関係権利者として 扱われる。

従前資産の価値を算定するため、土地に関する

土地調書と建物に関する物件調書を作成する。(法 68)

組合は、土地権利者に対して権利変換処分を行う。権利変換処分は、再開発前の地権者の資産(従前資産)を、再開発後に建築される新しい建物の一部(従後資産)に移転させる。そのために、組合は、権利変換計画(従前資産を整理して、従前資産と同価値の再開発ビルの床の一部を権利者に配分する一覧表)を作成する。

従前資産を有していた者が、再開発後の施設建築敷地の共有持分又は施設建築物の一部等に変換することを希望しない者は、従前の資産の価額に相当する金銭を給付することを申し出ることができる(71条)。

地権者が従前資産の価格評価について不満がある場合は、収用委員会に対し審査を申し立てることができる。従前の資産の価額については、一応施行者である組合が判断するものの最終的な判断は収用委員会を経て裁判所が行う(85条)

権利変換計画は行政庁に認可されることにより 確定し、内容が地権者に通知されることによって 権利変換処分は地権者に対して法的な効果を生じ、 その後の権利変換期日をもって従前の権利は、従 後の権利に置き換わる(87条)。

従前の権利の補償(91条補償)―変換した新たな権利を取得することを希望せず地区外に移転する権利者に対して、権利変換期日までに、従前の資産の評価額が支払われる。

従前の建物所有権は、組合が取得し、30日の猶予をもって、建物占有者に対し明渡しを求めることができる(96条)。

明渡しに伴い通常受ける損失の補償(97条補償) 一明渡しの負担を負う地権者及び借家人が明渡し に伴い通常受ける損失と評価される額の補償が支 払われる。明渡しの期限までに補償額の協議がま とまらなければ、審査委員の同意を得て組合が定 めた補償額が支払われる。補償額については、一 応施行者である組合が判断するものの最終的な判 断は収用委員会を経て裁判所が行う(97条)。

占有者は、補償の支払いがなされているときは、

組合の明渡請求に対し、期限までに土地、建物を 明け渡さなければならない。明渡しがなされない 場合、都道府県知事等に請求することにより、行 政代執行により明渡しを執行することができる (98条)が、これに加えて、民事訴訟による強制 執行をすることができる。

市街地再開発事業により建築物の一部等であっ て、従前資産の権利者が取得しないものは、施行 者である組合が取得する(これを保留床という) が、保留床は原則として、公募により賃貸し、ま たは譲渡される(108条)。

組合による再開発ビルの竣工後、権利変換計画 に基づき取得した床に、それぞれの地権者及び借 家人が居住できるようになって事業が完成したの ち、組合は解散する。

# 7 組合の組合員に対する忠実義務 (1)組合の組合員に対する忠実義務

組合は、組合員の「より良い街づくりをするこ と」へのニーズを充足するために最善の結果とな るように努力する義務を負い、組合員に対し、組 合員の利益だけを考えて「より良い街づくりをす ること」を行わなければならず、「自己又は第三者 の利益を考えることを排除しなければならない」 という忠実義務を負っている。

市街地再開発事業を行う事業主体については、 行政法通則によって法的性格の説明がされている が、以上の組合の組合員に対する忠実義務を説明 するためには更に議論を追加する必要がある。

組合の、都市再開発法により授権された中核的 な業務は、組合員の権利変換計画を作成すること と補償を行うことである。権利変換計画を作成す ることは、土地所有者等の従来の権利を喪失させ、 新たな権利を付与することであり、そして補償は、 新たな権利を付与されることを欲しない人に対し て、権利等の喪失等に対して補償することである。

組合がこのように、組合員の権利の得喪に関す る業務を行うことができるのは、都市再開発法が、 組合に対して、組合員の権利の処分という組合員 自身が行うことができる事務を処理することの授

権をしているからであり、組合員は自己の権利の 処分に関する事務を処理することを組合に法定委 任しているものである。

したがって、組合が組合員の権利の得喪に関す る業務を行うことにより、組合は、組合員の「よ り良い街づくりを行うために自己の権利の処分を 行う」という目的実現に助力する受託者責任を負 い、組合員に対して忠実義務を負う。

委任において忠実義務が成立することについて は、当然に成立するという見解のほかに、忠実義 務の成立のためには、委任者の事務を処理してい ること、信頼関係性および独立裁量性が認められ ることが必要との見解もある6ので、この見解に従 って忠実義務の成否を検討すると、組合員が、「よ り良い街づくりを行うために自己の権利の処分を 行う」という目的をもって組合員となるとき、受 任者である組合は、「より良い街づくりを行うため に自己の権利の処分を行うという組合員の事務を 処理する」ものである。

そして、組合が、組合員に対して自己の目的を 実現することに助力するにあたり、より良い街並 みの中での居住の権利に変容させることについて 裁量性があるので、組合には、組合員の利益を実 現することについての「独立裁量性」がある。そ して、組合員は、組合が、組合員の権利を、より 良い街並みの中での居住の権利に変容させて、組 合員の利益を実現することのために業務を行うよ うに、組合員として議決権を行使するのであり、 それを通じて組合を統治し、その行動に信頼を置 くという「信頼関係性」がある。

以上のとおり、組合による目的のための業務の 遂行には、委任の持つ事務処理性、独立裁量性お よび信頼関係性が認められる。したがって、組合 は、組合員の「より良い街づくりをすること」へ のニーズを充足するために最善の結果となるよう に努力する義務を負い、組合員に対し、組合員の 利益だけを考えて「より良い街づくりをすること」 を行わなければならず、「自己又は第三者の利益を

<sup>6</sup> 山本豊編集「新注釈民法」(14)(一木孝之)有斐閣 253 頁

考えることを排除しなければならない」という忠 実義務を負っている。

#### (2) 協同組合としての組合の原理

市街地再開発組合は、土地の権利者が組合員となり、組合員として議決権を持ち、組合を統治して、事業の利用者の利益を実現する事業を行う実質的な協同組合である。

協同組合とは何かについて、ネイサン・シュナイダーは、「協同組合とは組合員が所有し、組合員によって、組合員のために運営されている事業である。」とする<sup>7</sup>。

協同組合の組織原理は、「利用者が望む事業を行う事業体を、利用者が統治して事業の内容を決める権利がなければ、事業を望む人々のために事業が行われる保証はないから、事業の利用者に事業主体を統治する権利を与える」ことにある。

協同組合とは、①組合員が事業を所有すること、 ②組合員が事業を統治すること、③組合員の利益 を実現することが事業の目的である事業体である。 ③の「組合員の利益を実現することが事業の目 的であること」は、協同組合が組合員である事業 の利用者に対して忠実義務を負っていることを意 味している。

市街地再開発組合は、組合員が定款の定めるところにしたがって賦課徴収金を支払って組合の費用負担を行い、組合員が議決権を行使して役員の選任、事業計画の決定、予算の作成等を行い組合を統治し、組合員の利益を実現する事業を行う。

このため、組合は、①組合員が組合の事業を所有すること、②組合員が組合の事業を統治すること、③組合員の利益を実現することを組合の事業の目的とすること、を組織要件とする協同組合である。

この場合、協同組合には一般に加入する意思の ある者は加入でき、脱退する意思のある者には脱 退する自由があるが、市街地再開発組合の場合は どうか。

<sup>7</sup> ネイサン・シュナイダー「ネクストシェア」東洋経済 新報社 342 頁(2020 年) まず、地権者は、当該地域から転出する自由があるので、事業により権利を取得することなく補償をもらうことにより、組合から、実質的に脱退する(44条は議決権を失うことを規定する。)。

地権者が組合への参加を強制される制度は、市 街地再開発事業の目的が、市街地再開発事業の事 業施行区域内の土地に関する権利を集成して権利 変換を行うことなので、施行区域内に土地の権利 者の組合への参加の強制は必要である。

権利変換を受ける土地権利者が組合への参加を 強制されることは、当該地域の土地の権利者であ るということの中に、その地域の街づくりに参加 する義務があるという土地所有権に内在する制約 があるところに、土地権利者が組合への参加を強 制されることの根拠がある。

協同組合に加入自由の原則がある理由は、加入する意思のある者の加入を拒まないという開かれた組織でなければならないことに根拠がある。施行区域内の土地権利者がすべて加入する組合は、地域の土地権利者は誰もが入る点で地域の住民に対して開かれている地縁共同体である。地縁共同体としての組合は、良き環境で居住する住民の権利を実現するため、地域の街づくりを決定し実行していく権限を持つ必要がある。

組合が街づくりを実行する権限を持つことを正 当化するものは、組合が地域住民の民意を担う機 関として、民主主義による住民の多数の意思にし たがうところにある。

### 8 組合による街づくりの達成

### (1) 組合の負う忠実義務の具体的内容

市街地再開発事業は、多くの人の権利変換を伴って街づくりを行うため、市街地再開発事業が中途で挫折して権利変換計画の実行が完了しないときは、多くの人にとって権利侵害が発生するおそれがある。市街地開発事業が挫折するときには、権利変換日の到来により、旧権利が消滅し、新権利が与えられることになっているにもかかわらず、新権利を得ることができないという損害、明渡しが実行されているときは居住者は居住権を失って

いるという損害、また、権利を失った人や建物を 引き渡した人は補償を受ける権利が法定されてい るにもかかわらず、補償が実行されないという損 害が発生するおそれがある。

このため、組合は、権利変換計画を実行すると ともに法定された補償を行って市街地再開発事業 を完成させて、組合員である地域の住民に安全で 快適な住居に住むことができるという組合員の利 益を実現する忠実義務を負っている。

# (2) 市街地再開発事業成功のための中小企業団 体中央会による指導

市街地再開発事業を完成させる方途としては、 都市再開発法が事業完成を義務付けている中で、 中途で挫折する要因として、組合員間の対立によ る組合業務の停滞による事業の停滞のおそれがあ る。

地域一体の土地権利者によって行われる集団的 な意思決定の過程は、民主主義そのものであり、 民主主義に即した意思決定を行う過程が組合であ り、組合の意思決定の停滞によって中途で挫折す るおそれを排除していかねばならない。

このため、組合における意思決定のプロセスが 適正に行われるよう指導していく機関が必要であ

組合という事業体の活動の適法性を確保し、組 合の意思決定における民主主義的過程が適切に行 われるように、組合の活動を見守り、指導してい くことが必要である。

中小企業団体中央会は、協同組合の議決権制度 などの民主主義的な制度や、組織の適法性、会計 の適切性などを確保することを目的として中小企 業団体に対する指導を行う唯一の指導機関である。

中小企業団体中央会が、中小企業団体に対する 指導で培ってきた、協同組合の民主主義による運 営や、意思決定プロセスの適切性、会計の適切性 を確保することの指導のノウハウを活用し、組合 が、市街地再開発事業の事業を成功裡に完了させ ていくことに対し、指導を行うことを制度化する のが適切である。

市街地再開発組合は、中小規模の事業者を構成 員とする団体として、商工中金の融資対象とされ ているものであり、商工中金が組合への融資を行 うことと併せ、中小企業団体中央会が、組合の運 営に対する指導を行い、両機関が一体となって、 組合を物心ともに支え、市街地再開発事業が成功 裡に遂行されることを支援していくべきである。

#### (3) 市街地再開発事業の財務的な問題の改善策

ア 市街地再開発事業は、建物建築などの事業費 と権利変換不同意者への補償額などの支出を、 マンション建設後の保留床(転出者の分として 作られたマンションの区分所有権の売却による 収入と補助金と事業における公共施設について の管理者負担金の収入によって賄うことで成り 立っている8。

しかし市場の不動産価格の急落など、事業計 画作成時に予測し得なかった外部的要因による 収入の減少などにより、収支が均衡しなくなり 市街地再開発事業が中途で挫折してしまう危険 がある。

イ 市街地再開発事業が中途挫折することとなら ないように、事業を完遂させることの制度的な 担保として、事業代行の制度がある。

都道府県知事は、監督処分によって組合の事 業の遂行を図ることができないと認めるときは、 事業代行者として、自らを、または市町村長を 定めることができ、これによって事業代行者は、 組合の業務執行権、財産管理処分権を取得し、 事業を続行する制度である。

事業代行は、伝家の宝刀的制度であり、これ を行うことは都道府県知事の判断であり、必ず 行われるという保証はない。

事業挫折に対して、事業代行が行われないと きには、事業主体について、破産手続ないし民 事再生手続という倒産手続が行われることも考 えられる。この場合、未払いの91条や97条の 補償金支払請求権は、破産債権ないし再生債権

<sup>8</sup> 国交省市街地整備課監修「都市再開発法解説」第8版 大成出版 384 頁 (2019 年)

となって、破産財団の清算配当ないし再生計画 による権利縮減後の弁済となって、権利全額の 支払いはなされないことになる。

倒産手続が選択されたとき、関係者に生じる 損害が解消されるためには、再生債務者となっ た組合もしくは、組合に代わって新たに市街地 開発事業の事業実施主体となる新事業者が、市 街地再開発事業を続行し、市街地再開発事業を 完了させることが必要である。

ウ 以上のような、中途で事業が挫折するおそれ を解消するために必要なことは、組合の財政が 破綻するリスクをできる限り低減することであ る。

組合の財政が破綻するリスクが発生する原因は、市街地再開発事業の収支を均衡させることを内容とする事業計画を作成した後において、市場の不動産価格の急落によって、保留床の売却価格が低下し、補償金の支払いを償うだけの収入が得られなくなってしまうことなどであり、このような事業計画時に予測しなかった外部的要因により、収入の減少などにより、組合の収支が均衡しなくなるものである。

これを避けるためには、収支計画と実際の収 支にズレが生ずることを防ぐ必要があり、この ズレを生じさせる外部的な要因による収支の変 動を抑える方策が必要である。

エ 組合の支出の主なものは、既存建物の除却費用、マンション建設費、緑地その他の公共施設整備費、権利変換不同意により転出する者に対する補償金支払いである。これに対して、組合の収入の主なものは、マンション建設後の保留床(転出者の分として作られたマンションの区分所有権)の売却による収入と建設後の補助金収入と事業における公共施設についての管理者負担金の収入である。

上記の支出のうち、既存建物の除却費用、マンション建設費、緑地その他の公共施設整備費の支出は、補助金収入と公共施設についての管

<sup>9</sup> 国交省市街地整備課監修「都市再開発法解説」第8版 大成出版384頁(2019年) 理者負担金によって賄われる。

これに対して、権利変換不同意により転出する者に対する補償金支払いの支出は、転出する者の分として新建物に設定された区分所有権(保留床)の売却による収入によって賄われる。問題は、転出する者に対する補償金支払いは、次のとおり91条補償、97条補償とも、既存建物の除却が始まる前に支出されなければならないことである。

オ 旧建物を解体し新建物を建設する工事を行う ことができるのは、旧建物の居住者の旧建物に 対する権利が消滅し、居住者の立ち退きが終わ ったときになる。

従前の権利が消滅するのは権利変換期日であるが、地区外移転を希望した地権者に対しては、 従前の権利が消滅することとなる権利変換期日までに、従前資産の評価額を支払わればならないこととされている(91条)。

そして、居住者に立ち退くことを要求できるのは、その家屋に居住する権利を失って、明渡しをする準備ができていない人に 30 日の猶予期間を設定し、その期間が経過した後とされており (96 条)、明渡しをしなければならない地権者と借家人に対し、明渡しに伴い通常受ける損失額の補償を行わなければならない (97 条補償)。

この補償額の支払いは、明渡しをしなければならない明渡し猶予期間終了日までにしなければならない。

以上のとおり、地区外移転を希望した者に対する補償は、91条補償、97条補償とも、建物を明け渡し、建物が除却されるより前に支払われなければならない。

カ これに対して、保留床の売却による収入は、 マンション建設後に得られる金員であり、これ らの支出と収入の間にはこのような時間差があ るため、この時間差の間に、外部的要因によっ て、収入が予定よりも減少するおそれがある。

このため、市街地再開発事業の財務的な問題を改善するためには、保留床について、市街地

再開発事業の全体計画を決定する際の予定販売 価格から、実際の売却価格の変動についての価 格変動リスクをカバーする必要がある。

この価格変動による収入の予期せぬ減少が発 生することを防ぐためには、マンション建設後 の保留床の売却を、既存建物の除却が始まる前 の補償金の支払時に行うこととすれば、転出者 分の保留床の売却と転出者に対する補償金の支 払時期が一致し、保留床の売却代金をそのまま 転出者への補償金支払いにあてれば、この限り で清算を行われ、組合の財政が損害を受けるこ とはない。

このため、保留床というマンションの販売価 格が不動産市況の悪化により低下したときにも、 組合が予定していた販売価格収入を得るために は、マンションが建設される前に、マンション 建設によって作られる保留床を売却することが 必要である。

したがって、マンション建設前に、未だ現実 には作られていないマンションの区分所有権を 不動産 REIT に売却する、ないしは将来債権であ る保留床の売却代金債権を証券化して市中に販 売することを行う必要がある。

キ 民間企業による市街地再開発事業においては、 保留床の数を増加させることにより、事業の採 算性を向上させることが可能であるが、本稿で 提案している市街地再開発事業は、密集住宅地 域の危険除去と環境問題の解決として、居住人 数を増やすことなく、マンションと緑地を創出 する市街地再開発事業を行うこととすべきであ るので、保留床の数は、原則として地区外転出 者の数と一致しており、採算性を向上させる余 地が限られているので、価格変動リスクをカバ ーする必要性は高い。

このため、保留床の売却価額が予定したとお りに売却できるようにするためには、権利の補 償額を支払う時点で、完成後の保留床を、補償 金支払い時に、不動産 REIT に売却すること、な いしは将来債権である保留床の売却代金債権を 証券化して市中に販売することを、組合の事業

実施において義務付けることが必要である。

将来の保留床の市場での売却により、予定し ていた保留床の販売価格に到達しないことも考 えられる。将来の保留床に対する市場の評価が、 増床しないで緑に囲まれた居住環境になること <u>の価値を適正に評価しないリ</u>スクもあるからで ある。このリスクは、証券化という手法だけで はカバーできないので、その場合には、市場の 評価の歪みを是正するために、公共団体が将来 権利を買い上げ、のちに市中に売却するとの措 置を検討する必要がある。

密集住宅地域の土地問題の解決として、居住 人数を増やすことなく、マンションと緑地を創 出する市街地再開発事業の公益性の高さからの 措置であるが、モラルハザードとならないよう、 公共団体の組合の管理に対する命令権の行使を 受け入れることを条件に買い入れる旨の規定を 設けることが考えられる。

### 9 組合の設立要件の検討

### (1) 現行の設立要件

現行法では、組合を設立するためには、定款と 事業計画について、設立区域内の権利者である土 地所有権者と借地権者のそれぞれについて頭数と 所有面積の3分の2以上の同意を得て認可申請す ることが、設立要件として必要とされている。

これは、組合設立により、設立区域内の権利者 が組合員となることにより、権利変換計画により、 組合員の従前資産についての権利が、従後資産で あるマンションの区分所有権に変更することとな る等の所有権等の処分を行うことは、所有者等の 個別の同意を要することなく、設立区域内の権利 者の頭数と所有等面積の3分の2以上の同意を得 て組合を設立することによってできるとされてい るものである。

# (2)マンションの建替えにおける総会決議要件 の変遷

所有者の権利の変更をすることについて、所有者の個別の同意を得ることを要しないとされていることは、マンションの建替えにおいても同じである。

マンションの建替えとは、マンションの建物を 取り壊して新たに建物を建築することであり、そ の区分所有者はマンション取り壊しによりいった ん権利は無くなるが、新たなマンションを建築し てそこに区分所有権を取得することになるという ので、権利の消滅、発生という権利の変更が行わ れるものである。

現行法制度は、マンションの管理組合法人の集会において組合員の頭数と専有部分の床面積の5分の4以上の多数により、建替えを決議することを認めている(建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)64条)。

マンションの建替えの決議要件に関する法の規 定は変遷しており、その変遷過程を、組合の設立 についての同意要件の検討の参考としてみてみる。

所有権は、所有物の使用収益処分を自由に行う 権利であるが、その内容は民法が定めており、民 法 206 条は、所有者は自由に所有物の処分をする 権利を認め、民法 251 条は、共有物の変更につい て、共有者全員の同意で行うこと認めている。

区分所有権のマンションは、専有部分は区分所有者の単独所有であり、共用部分は区分所有者の共有物であるから、単独所有部分の所有権の処分については、所有者による処分を認めている民法201条が適用され、共用部分の共有物の変更について、共有者全員の同意を要求している民法251条が適用される。

このため区分所有法の制定時(1962年)の12条は、マンションについて、建物を取り壊して新たに建物を建築すること(建替え)に関し、マンションの区分所有者の全員の同意をもって行うこととしていた。

しかし、区分所有法を全面改正した 1982 年法 (現行法) は、62条で、区分所有者及び専用部分 の床面積の割合に応じた等の議決権の各 5 分の 4 以上の多数で、建替えの決議をすることができる こととした。

建替えの決議について、旧法の「全員一致主義」 から、現行法の「5分の4以上の多数決主義」に 変更されたのは、多数意見に賛成しない者の利益 を保護するために必要な代償措置を設けることに よって、建替えに反対する者にも建替えを受け入 れることを要求できるとされたからである。

代償措置は、第一に、建て替えに参加しない者の区分所有権を「時価」で売り渡すとの請求権を、建替え決議に賛成した区分所有者等に与えて、反対者に「時価」による金銭的補償を与えたこと(同法 63 条 4 項)と、第二に、売渡請求権が行使され、専有部分を明け渡さなければならなくなった建替え不参加者のため、裁判所がその明け渡しにつき1 年を超えない範囲内での猶予期間を与えることができること(同法 63 条 5 項)である。

このような代償措置を伴うことによって、「5分の4以上の多数決主義」をとることができることとされたのは、区分所有のマンションに関して、民法206条、民法251条という一般規定に対し、区分所有法が特別規定になり、特別規定が一般規定より優先適用されるとの関係になっているからである。

## (3)組合のあるべき設立要件と権利変換計画の 議決要件

上記の区分所有法の規定が、区分所有のマンションに関して、所有権の変更は、全員一致でなく、反対者がいても特別多数の議決で専有部分と共用部分の処分ができることとされた理由は、建物の区分所有においては、建物の老朽化により区分所有者の互いの所有物が、互いの所有権に悪影響を与えるという関係にあることにより、個々の所有権の行使についての絶対的自由を制限して、個々の所有権の内容を保全するために、所有者全体の多数決により、共有物の変更についての決定を行う必要があることである。

この理は、スプロールによって作られた密集住

宅街において、土地権利者の互いの所有権等の権 利が、互いの居住の安全性を損なうという、互い の所有権等の権利の内容を制限する関係にあるか ら、個々の所有権の絶対的自由は制限される必要 があり、個々の所有権者が他の所有権者と権利の 調整を図って安全で快適に居住する権利を実現す るために、所有者等の権利者全体の多数決により、 市街地再開発により街づくりを行うことが認めら れる必要があることに、そのままあてはまる。

従来の建物を除却し、新たに居住するマンショ ンを建設するとの市街地再開発による街づくりは、 個々の所有者の意思に委ねられるのではなく、住 民の多数の意思で決定されるべきであり、街づく り事業を行う事業体である組合の設立と、組合に よる街づくりの実行は、多数決により決すること とする必要がある。

この多数決のやり方に関し、現行法は、組合の 設立要件について、土地の所有者と借地権者のそ れぞれの3分の2の同意と同意する者の所有ない し借地の地積が区域内の宅地と借地の総面積の3 分の 2 以上になることを必要としている (法 14 条)。設立要件を、土地の権利者の過半数の同意に 代えて、3分の2の特別多数の同意が必要として、 厳重化している。

しかし、スプロールによって作られた密集住宅 街において、土地権利者の互いの所有権等の権利 が、互いの居住の安全性を損っていることに対し、 これを全体として改善するための地域の街づくり は、組合の構成員となる住民の多数の意思で決定 されるという民主主義によって行われるべきであ る。民主主義の原則は、是とするのか否とするの かにつき、住民のうち否とする者を、是とする者 が上回ることで決することであるから、市街地再 開発による街づくりを行うための組合の設立は、 地域住民の過半数の同意によって決することとす べきである。

組合設立に3分の2の同意を要するとしている ことを正当化する理屈としては、「組合の設立に同 意しないで、地区外転出する者が3分の1以下に 減り、補償を要する人の数を減らす」という意味 合いがある。反対者を減らして、地区外への転出 により補償金の額が膨らむことを抑えて、市街地 再開発事業の支出を過大にしないという意味があ る。

しかし、地域外に転出していく者への補償の支 払いの原資は、保留床の売却によって確保するの であり、転出者が増大する分、保留床の面積は増 大するのであるから、地域外に転出していく者の 数が増減することは、組合の財政を悪化させる要 因にしないことができる。前に記載したとおり、 保留床の売却価額が予定したとおりに売却できる ように、転出者に補償金を支払う時点で、将来債 権である保留床の売却代金債権を売却することに よって達成することができる。

したがって、組合設立に3分の2の同意を要件 とすることは、市街地再開発事業の収支を安定さ せるという正当化理由にはならない。

設立要件として、事業計画について3分の2以 上の地域住民の同意を得ることを要件としている ことは、過半数の地域住民の同意を得ることより もはるかに厳しい要件を課しているものである。 様々な個性を持つ地域住民の中には理由が何であ れ反対する人は一定程度いるのであり、地域住民 の同意者の割合を高くすることは、反対する者を 賛成に回らせるために、市街地再開発事業の事業 計画を、反対者に迎合的なものにしなくてはなら ないという状況を生み出すおそれがある。それは、 市街地再開発事業の事業費を過大なものにするこ とを通じて、組合が市街地再開発事業を完成させ るという組合員への忠実義務の履行を難しくする おそれがある。

以上のとおり、組合の設立要件は、民主主義の 意思決定の原則である地域住民の過半数の同意と することが必要である。

# (4) 組合の設立における多数の意思のあるべき 要件

組合における多数の意思による決定の方法は、 組合員となる土地権利者の頭数の過半数の賛成と 土地権利者の土地所有面積の過半の賛成の両方の

### 賛成があるときとすべきである。

頭数と面積の両方の要件がかかるのは、頭数の 少数の人々による意思決定は、多数の意思による 決定があったとは言えず、また、面積で少数の人々 による意思決定も、多数の意思による決定があっ たとは言えないからである。

また、現行制度は、土地所有者と借地権者は、 単純に合計できないため、それぞれの特別多数の 同意があることを設立要件としているが、議決グ ループを二組に分けることは、意思決定を困難に するものであり、借地権者は、そもそも当該借地 の底地権者と一つの土地所有権を分け合っている のであるから、その地域の借地と底地の権利割合 で一つの土地所有権を分割した同意権を持つこと としたうえで、全体で過半数となることを同意要 件とすべきである。

### (5) マンションの建替え決議の議決要件

市街地再開発事業の完了により、組合は解散し、 建設されたマンションの管理は、マンションの管理組合法人が行うこととなるが、そのマンション について更新の必要が生じたときは、建替えの問題になるので、マンションの建替え決議のあるべき議決要件についても検討する。

現行法は、マンションの建替えにつき、区分所 有者及び専用部分の床面積の割合に応じた等の議 決権の各5分の4以上の多数で、建物を取り壊し、 新たに建物を建築する旨の決議をすることができ ることとしている。

しかし、マンションの老朽化が進行したとき、 各区分所有者が所有するマンションの専用部分と 共用部分の老朽化の進行により、他の区分所有者 が所有するマンションの専用部分と共用部分の安 全性や快適な所有権の行使を侵害しているのであ る。

このように建物の区分所有においては、区分所有者の互いの所有権が、互いの所有権の内容を制限する関係にあることにより、個々の区分所有者が他の区分所有者と権利の調整を図って安全で快適に居住する権利を実現するためには、所有者の

全体の意思でマンションをどうすべきかを決すべきである。区分所有者の多数の意思の決定方法は、 民主主義の原則である多数決により決すべきである。

建替え決議要件を5分の4にしていることは、 建替えに反対する者の区分所有権について売渡請 求権を行使することの経済的負担を重いものにし ないという意味合いがある。

しかし、建替えに反対する者の区分所有権について売渡請求権を行使することの経済的負担の原資を、建替え後の保留床の売却代金によって確保することとすれば、建替え決議に反対した者の区分所有権の売渡しが増大する分、保留床の面積は増大するのであるから、建替え決議に反対した者の数が増えることは、建替え決議に賛成した区分所有者等の経済的負担にはならない。そのことは、保留床の売却価額が予定したとおりに売却できるように、建替え決議に反対した者の区分所有権の売渡しを受ける時点で、将来債権である保留床の売却代金債権を売却することを制度化することによって達成することができる。

マンションを更新するのは、建物の寿命が有限である以上、必然的に行わなければならないものであり、街づくりを目的とする市街地再開発事業の実施のための組合が、過半数による意思決定で、街づくりを目的とする市街地再開発事業を実施すべきことからは、その後でのマンションの更新のための建替えについて、区分所有者の頭数と面積の過半数を、マンションの建替え決議の要件とする必要がある。

### 第5 おわりに

土地所有権をめぐる権利調整を行うことは大変 であるが、防災や環境保全上大きな問題を抱えて いる都市や街をそのままに放置することは、適切 な選択ではない。

災害によって大きなリスクが発生する危険を感じながら、現実の生活を変えることの困難性ゆえに、現状に甘んじていることは、後で大きな災害が発生してしまった後に正当化できるものではな

い。

事故あるいは災害が起こる前に、リスクに見合 った適切な対策を取ることは、今を生きるすべて の人の責務である。

市街地が無秩序、無計画に拡がって形成された 密集住宅を、望ましい街並みに変えていくために は、密集住宅街の街並みをもう一回最初からやり 直すしかない。

それを形成する方法は、土地の権利者たちが、 土地の利用形態を全体的に改善する合意をするた めの過程として、組合の活動によって街づくりを していくことである。

スプロールによって形成された密集住宅街を変 えていくことは、災害が起こる前にリスクに見合 った適切な行動を取るものとして、すべての人に とって必要である。